

○福島県特定非営利活動促進法施行細則

平成十年十一月十日

福島県規則第九十四号

改正 平成一四年三月二九日規則第七二号

平成一五年三月二八日規則第三一号

平成一六年一二月二四日規則第八六号

平成一八年三月三十一日規則第四六号

平成二〇年三月三十一日規則第六四号

平成二〇年十一月二八日規則第九七号

平成二一年三月二四日規則第一五号

平成二四年三月二七日規則第二七号

平成二九年三月一七日規則第一四号

令和三年三月三〇日規則第二八号

令和三年六月八日規則第五七号

令和五年三月一七日規則第八号

福島県特定非営利活動促進法施行細則をここに公布する。

福島県特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福島県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書等)

第二条 法第十条第一項の申請書は、設立認証申請書（様式第一号）とする。

2 電子情報処理組織（福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十五年条例第九十四号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第三十二条において同じ。）を使用する方法により手続を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第二条第三項第一号に掲げる書面については、前項の申請書に添付を要しないものとする。

一 知事が、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項の規定（同法別表第三の一の五の項に係る部分に限る。）により役員に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受ける

とき。

二 知事が、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定（同法別表第五の一の五の項に係る部分に限る。）により役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）を利用するとき。

（令五規則八・一部改正）

（公表及び縦覧）

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項で準用する場合を含む。）の公表又は公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

（平一四規則七二・平一五規則三一・平一八規則四六・平二〇規則六四・平二九規則一四・令五規則八・一部改正）

（補正）

第四条 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第二号）により行うものとする。

（平二四規則二七・追加、令三規則五七・一部改正）

（設立登記完了届出書）

第五条 条例第四条第一項の届出書は、設立登記完了届出書（様式第三号）とする。

（平二四規則二七・旧第四条繰下・一部改正）

（役員変更等届出書等）

第六条 条例第五条第一項（条例第二十九条において準用する場合を含む。）の届出書は、役員変更等届出書（様式第四号）とする。

2 第二条第二項の規定は、前項の届出書に添付する条例第二条第三項第一号に掲げる書面に準用する。

（平二四規則二七・旧第五条繰下・一部改正、令五規則八・一部改正）

（定款変更認証申請書）

第七条 法第二十五条第四項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第五号）とする。

（平二四規則二七・旧第六条繰下・一部改正）

（定款変更届出書）

第八条 条例第七条第一項及び第二十一条第一項（条例第二十九条において準用する場合を含む。）の届出書は、定款変更届出書（様式第六号）とする。

（平二四規則二七・旧第七条繰下・一部改正）

（定款変更登記事項証明書提出書）

第九条 条例第八条第一項（条例第二十九条において準用する場合を含む。）の提出書は、定款変更登記事項証明書提出書（様式第七号）とする。

（平二四規則二七・追加）

（事業報告書等提出書）

第十条 条例第十条第一項及び第二十二條第一項（条例第二十九条において準用する場合を含む。）の提出書は、事業報告書等提出書（様式第八号）とする。

（平二四規則二七・追加）

（事業報告書等及び役員報酬規程等の公開）

第十一条 条例第十一条第一項（条例第二十七条（条例第二十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規則で定める場所は、企画調整部文化スポーツ局文化振興課とする。

2 条例第十一条第二項（条例第二十七条（条例第二十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の請求書は、閲覧又は謄写請求書（様式第九号）とする。

（平一四規則七二・平一五規則三一・平一八規則四六・平二〇規則六四・一部改正、平二四規則二七・旧第八条繰下・一部改正）

（費用負担）

第十二条 条例第十二条（条例第二十七条（条例第二十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の知事が定める額は、別表のとおりとする。

（平二四規則二七・追加）

（解散認定申請書）

第十三条 条例第十三条の申請書は、解散認定申請書（様式第十号）とする。

（平二四規則二七・旧第九条繰下・一部改正）

（解散届出書）

第十四条 条例第十四条第一項の届出書は、解散届出書（様式第十一号）とする。

（平二四規則二七・旧第十条繰下・一部改正）

（清算人就任届出書）

第十五条 条例第十四条第二項の届出書は、清算人就任届出書（様式第十二号）とする。

（平二〇規則九七・一部改正、平二四規則二七・旧第十一条繰下・一部改正）

（残余財産譲渡認証申請書）

第十六条 条例第十五条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（様式第十三号）とする。

（平二四規則二七・旧第十二条繰下・一部改正）

(清算終了届出書)

第十七条 条例第十六条の届出書は、清算終了届出書(様式第十四号)とする。

(平二四規則二七・旧第十三条繰下・一部改正)

(合併認証申請書等)

第十八条 法第三十四条第四項の申請書は、合併認証申請書(様式第十五号)とする。

2 第二条第二項の規定は、前項の申請書に添付する条例第二条第三項第一号に掲げる書面に準用する。

(平二四規則二七・旧第十四条繰下・一部改正、令五規則八・一部改正)

(合併登記完了届出書)

第十九条 条例第十八条において準用する条例第四条第一項の届出書は、合併登記完了届出書(様式第十六号)とする。

(平二四規則二七・旧第十五条繰下・一部改正)

(身分証明書)

第二十条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の証明書は、様式第十七号のとおりとする。

(平二四規則二七・旧第十六条繰下・一部改正)

(認定特定非営利活動法人認定申請書)

第二十一条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定申請書(様式第十八号)とする。

(平二四規則二七・追加)

(認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書)

第二十二条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(様式第十九号)とする。

(平二四規則二七・追加)

(認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)定款変更認証提出書)

第二十三条 条例第二十三条第一項(条例第二十九条において準用する場合を含む。)の提出書は、認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)定款変更認証提出書(様式第二十号)とする。

(平二四規則二七・追加、平二九規則一四・一部改正)

(認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)代表者変更届)

第二十四条 条例第二十四条(条例第二十九条において準用する場合を含む。)の届出書は、

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）代表者変更届（様式第二十一号）とする。

（平二四規則二七・追加、平二九規則一四・一部改正）

（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）役員報酬規程等提出書）

第二十五条 条例第二十六条第一項（条例第二十九条において準用する場合を含む。）の提出書は、認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）役員報酬規程等提出書（様式第二十二号）とする。

（平二四規則二七・追加、平二九規則一四・一部改正）

（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）助成金支給概要提出書）

第二十六条 条例第二十六条第三項（条例第二十九条において準用する場合を含む。）の提出書は、助成金の支給を行った場合にあっては認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）助成金支給概要提出書（様式第二十三号）とする。

（平二四規則二七・追加、平二九規則一四・一部改正）

（特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書）

第二十七条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書（様式第二十四号）とする。

（平二四規則二七・追加、平二九規則一四・一部改正）

（認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）合併認定申請書）

第二十八条 法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項及び法第六十三条第五項において準用する法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）合併認定申請書（様式第二十五号）とする。

（平二四規則二七・追加、平二九規則一四・一部改正）

（電磁的記録の保存の方法）

第二十九条 条例第三十三条第二項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読みとってできた電磁的記録を特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

（平二一規則一五・追加、平二四規則二七・旧第十八条繰下・一部改正、平二九規則一四・一部改正）

（電磁的記録の作成の方法）

第三十条 条例第三十四条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（平二一規則一五・追加、平二四規則二七・旧第十九条繰下・一部改正、平二九規則一四・一部改正）

（電磁的記録による閲覧の方法）

第三十一条 条例第三十五条第二項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（平二一規則一五・追加、平二四規則二七・旧第二十条繰下・一部改正、平二九規則一四・一部改正）

（電子申請に係る様式の特例）

第三十二条 電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う場合は、この規則に規定する様式にかかわらず、知事が別に定める様式によることができる。

（令五規則八・追加）

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

別表（第十二条関係）

（平二四規則二七・追加）

区分	金額
一 複写機による写しの交付	
ア 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	一枚につき十円

イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	一枚につき三十円
二 一以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
三 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項ア又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

福島県知事

氏名  
申請者  
住所又は居所  
電話番号

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので申請します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 県の区域外に設置する事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



様式第2号(第4条関係)

年 月 日

福島県知事

氏名  
申請者 住所又は居所  
電話番号

補正書

年 月 日に提出した申請書又は当該申請書に添付した書類について軽微な不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(第25条第5項(第34条第5項)において準用する同法第10条第4項)の規定により、下記のとおり補正します。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

備考

- 1 「補正の内容」には、補正後と申請時との記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

福島県知事

名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日に設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

### 役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項((第62条において準用する同法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第23条第1項)の規定により届け出ます。

### 記

- 1 変更年月日
- 2 変更事項
- 3 変更の内容

### 備考

- 1 「変更事項」には、役員の氏名若しくは住所若しくは居所の変更又は役員の新任、再任、任期満了、辞任、解任若しくは死亡の別を記載し、補欠又は増員により就任した場合には、その旨を併記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 変更事項が役員の氏名の変更の場合は、「変更の内容」に、変更前の氏名を括弧を付して併記すること。
- 3 変更事項が役員の住所又は居所の変更の場合は、「変更の内容」に、変更前の住所又は居所を括弧を付して併記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考

- 1 「変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項((第62条において準用する同法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第25条第6項)の規定により届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

備考

- 1 「変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

定款変更登記事項証明書提出書

年 月 日に定款変更の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項((第62条において準用する同法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第25条第7項)の規定により提出します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

事業報告書等提出書

前事業年度( 年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条((第62条において準用する同法)第52条第1項において読み替えて適用する同法第29条)の規定により提出します。

備考

- 1 「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

福島県知事

(郵便番号 )

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号 )

閲覧又は謄写請求書

特定非営利活動促進法第30条((第62条において準用する同法)第56条)の規定により、次のとおり請求します。

閲覧又は謄写を求める特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の名称	
閲覧又は謄写を求める書類	
求める公開の方法	1 閲覧 2 謄写((1)窓口での交付 (2)郵送等による交付)

備考

- 1 求める公開の方法の欄は、希望する番号を○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



様式第10号(第13条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

解 散 認 定 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認証を受けたいので申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第11号(第14条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
主たる事務所の所在地  
氏名  
清算人  
住所又は居所  
電話番号

解 散 届 出 書

下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により届け出ます。

記

1 解散の理由

- (1) 社員総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 残余財産の処分方法

備考

- 1 「解散の理由」については、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第12号(第15条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
清算人の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

清 算 人 就 任 届 出 書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により届け出ます。

記

- 1 清算中に就任した清算人の氏名及び住所又は居所
  - 2 清算人が就任した年月日
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第13号(第16条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
清算人の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考

- 1 「残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、それぞれに譲渡する財産を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第14号(第17条関係)

年 月 日

福島県知事

名称

氏名

清算人

住所又は居所

電話番号

清 算 結 了 届 出 書

解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け  
出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15号(第18条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号  
名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

合 併 認 証 申 請 書

下記のとおり合併することについて、特定非営利活動促進法第34条第5項で準用する同法第10条第1項の認証を受けたいので申請します。

記

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 県の区域外に設置する事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16号(第19条関係)

年 月 日

福島県知事

名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日に合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項で準用する同法第13条第2項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第17号(第20条関係)

第	号	所 属 職・氏名
写 真		上記の者は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第41条第1項及び第64条第1項の規定により、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職員であることを証明する。
		年 月 日
		福島県知事
		印

91mm

64mm



様式第18号(第21条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

認定特定非営利活動法人認定申請書

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第44条第1項の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 事業年度
- 3 過去の法人認定の有無  
有・無
- 4 過去の法人認定又は特例認定の取消しの有無 有・無  
(有の場合) 取消年月日  
取消しの理由
- 5 法第45条第1項第1号に定める基準の適合性
  - (1) 法第45条第1項第1号イに定める基準の適合性 有・無
  - (2) 特定非営利活動促進法施行令第5条第2項に定める基準の適合性 有・無
  - (3) 法第45条第1項第1号ロに定める基準の適合性 有・無
- 6 現に行っている事業の概要
- 7 県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 1 「法人認定」とは、法第44条第1項の認定をいう。
- 2 「特例認定」とは、法第58条第1項の特例認定をいう。
- 3 「過去の法人認定の有無」及び「過去の法人認定又は特例認定の取消しの有無」には、該当するものに○を付けること。
- 4 「法第45条第1項第1号に定める基準の適合性」には、該当するものに○を付けること。
- 5 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第19号(第22条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第51条第3項の有効期間の更新を受けたいので申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 法人認定の有効期間
- 3 法人認定の有効期間満了日の6月前の日
- 4 法人認定の有効期間満了日の3月前の日
- 5 事業年度
- 6 法第45条第1項第1号に定める基準の適合性
  - (1) 法第45条第1項第1号イに定める基準の適合性 有・無
  - (2) 特定非営利活動促進法施行令第5条第2項に定める基準の適合性 有・無
  - (3) 法第45条第1項第1号ロに定める基準の適合性 有・無
- 7 現に行っている事業の概要
- 8 県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 1 「法人認定」とは、法第44条第1項の認定をいう。
- 2 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20号(第23条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)定款変更認  
証提出書

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款変更の認証を受けたので、同  
法第52条第2項(第62条において準用する同法第52条第2項)の規定に基づき提出します。

記

- 1 法人認定(特例認定)の有効期間
- 2 変更の認証の年月日
- 3 変更の内容
- 4 県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 1 「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。
- 2 「特例認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定をいう。
- 3 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場  
合に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第21号(第24条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)代表者変更届

下記のとおり代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(第62条において準用する同法第53条第1項)の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 変更後の代表者の氏名及び住所
- 3 変更前の代表者の氏名及び住所
- 4 県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 1 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第22号(第25条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)役員報酬規程等提出書

前事業年度( 年 月 日から 年 月 日までの)役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する同法第55条第1項)の規定に基づき提出します。

記

- 1 法人認定(特例認定)の有効期間
- 2 県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 1 「役員報酬規程等」とは、特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類をいう。
- 2 「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。
- 3 「特例認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定をいう。
- 4 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23号(第26条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)助成金支給  
概要提出書

下記のとおり助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する同法第55条第2項)の規定に基づき提出します。

記

- 1 法人認定(特例認定)の年月日
- 2 法人認定(特例認定)の有効期間
- 3 支給日
- 4 支給対象者
- 5 支給金額
- 6 助成対象の事業等

備考

- 1 「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。
- 2 「特例認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定をいう。
- 3 「助成対象の事業等」には、事業等の内容を具体的に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第24号(第27条関係)

年 月 日

福島県知事

名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地  
電話番号

特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 事業年度
- 3 過去の法人認定の有無 有・無
- 4 過去の特例認定の有無 有・無
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 県の区域外に設置する事務所の所在地

備考

- 1 「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。
- 2 「特例認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定をいう。
- 3 「過去の法人認定の有無」及び「過去の法人認定又は特例認定の取消の有無」は、該当するものに○をつけること。
- 4 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第25号(第28条関係)

年 月 日

福島県知事

合併しようとする認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合併しようとする認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)でない特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)合併認定申請書  
特定非営利活動促進法第63条第1項(第63条第2項)の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 合併後存続する(合併によって設立する)特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 県の区域外に設置する事務所の所在地
- 5 法人認定(特例認定)の年月日
- 6 法人認定(特例認定)の有効期間
- 7 合併の効力の生じる日又は生じた日
- 8 合併しようとする認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の事業の概要
- 9 合併しようとする認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)でない特定非営利活動法人の事業の概要

備考

- 1 「県の区域外に設置する事務所の所在地」は、県の区域外に事務所を設置している場合に記載すること。
- 2 「法人認定」とは、特定非営利活動促進法第44条第1項の認定をいう。
- 3 「特例認定」とは、特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



附 則（平成一四年規則第七二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第八六号）

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県建築士法施行細則、母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、福島県特定非営利活動促進法施行細則、福島県水産業協同組合法施行細則及び福島県農業協同組合法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一八年規則第四六号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第九七号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二七号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県特定非営利活動促進法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている届出書は、改正後の福島県特定非営利活動促進法施行細則の規定に基づき提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二九年規則第一四号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定非営利活動促進法施行細

則（以下「改正前の規則」という。）様式第九号による請求書並びに様式第十八号、様式第二十五号及び様式第二十六号による申請書は、改正後の福島県特定非営利活動促進法施行細則様式第九号による請求書並びに様式第十八号、様式第二十四号及び様式第二十五号による申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第五七号）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定非営利活動促進法施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号から様式第十六号及び様式第十八号から様式第二十五号までの規定による申請書等は、改正後の福島県特定非営利活動促進法施行細則様式第一号から様式第十六号及び様式第十八号から様式第二十五号までの規定による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年規則第八号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（平24規則27・令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平24規則27・追加、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第2号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第3号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第4号繰下・一部改正、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第5号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

（平24規則27・追加、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平24規則27・追加、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第9号（第11条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・令3規則57・一部改正）

様式第10号（第13条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第6号繰下・一部改正、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第11号（第14条関係）

（平15規則31・平16規則86・一部改正、平24規則27・旧様式第7号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第12号（第15条関係）

（平15規則31・平20規則97・一部改正、平24規則27・旧様式第8号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第13号（第16条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第9号繰下・一部改正、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第14号（第17条関係）

（平15規則31・平20規則97・一部改正、平24規則27・旧様式第10号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第15号（第18条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第11号繰下・一部改正、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第16号（第19条関係）

（平15規則31・一部改正、平24規則27・旧様式第12号繰下・一部改正、令3規則57・一部改正）

様式第17号（第20条関係）

（平24規則27・旧様式第13号繰下・一部改正、平29規則14・一部改正）

様式第18号（第21条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第19号（第22条関係）

（平24規則27・追加、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第20号（第23条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第21号（第24条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第22号（第25条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第23号（第26条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第24号（第27条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・旧様式第25号繰上・一部改正、令3規則28・令3規則57・一部改正）

様式第25号（第28条関係）

（平24規則27・追加、平29規則14・旧様式第26号繰上・一部改正、令3規則28・

令 3 規則 57・一部改正)